

第十三回国会 衆議院 厚生委員會議録 第十一号

昭和二十七年二月二十九日(金曜日) 午前十一時四十分開議

出席委員

- 委員長 大石 武一君
- 理事 青柳 一郎君 理事 丸山 直友君
- 理事 金子與重郎君 理事 岡 良一君
- 高橋 等君 寺島隆太郎君
- 堀川 恭平君 松永 佛骨君
- 松谷天光光君 柳原 三郎君
- 堀 ツルヨ君 菊田アサノ君

出席政府委員

- 警察予備隊本部次長 江口見登留君
- 厚生政務次官 松野 頼三君
- 引揚援護庁長官 木村忠二郎君
- 委員外の出席者 須江李二郎君

警察予備隊本部局長(医務局医務課長)

- 厚生事務官(大臣官房総務課長) 小山進太郎君
- 厚生事務官(大臣官房統計課長) 森 直一君
- 厚生事務官(大臣官房指導課長) 森 直一君

- 厚生事務官(引揚援護庁長官官房総務課長) 畠中 順一君
- 厚生事務官(公衆衛生局長官官房衛生課長) 尾崎 嘉篤君
- 専門員 川井 章知君
- 専門員 引地亮太郎君
- 専門員 山本 正世君

二月二十七日

委員中川俊思君辞任につきその補欠として樋貝隆三君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十八日 委員樋直治君辞任につき、その補欠として長尾達生君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十八日

復員船東豫丸沈没による死亡軍人の遺族援護に関する請願(小西英雄君紹介)(第九八七号)

国立旭川病院存置等の請願外九件(佐々木秀世君紹介)(第九八八号)

旭川市にアプター・ケア施設設置等の請願外五件(佐々木秀世君紹介)(第九八九号)

北海道下の結核病床増設等に関する請願外五件(佐々木秀世君紹介)(第九九〇号)

国立下呂病院存置の請願(岡村利右衛門君紹介)(第一〇〇八号)

遺族援護強化に関する請願(岡良一君紹介)(第一〇〇九号)

同外一件(堤ツルヨ君紹介)(第一〇一〇号)

同(上林山榮吉君紹介)(第一〇七一号)

母子福祉法制定の請願(松澤兼人君紹介)(第一〇一一号)

同外二件(原田雪松君紹介)(第一〇二五号)

栄養改善法制定に関する請願(堤ツルヨ君紹介)(第一〇二二号)

国立八雲病院存置の請願外七件(川村善八郎君紹介)(第一〇四一号)

児童福祉司制度廃止反対の請願(並木芳雄君紹介)(第一〇五八号)

同(石田一松君紹介)(第一〇五九号)

同(坂口主税君紹介)(第一〇六〇号)

同(高木章君紹介)(第一〇六一号)

同(三浦寅之助君紹介)(第一〇六二号)

同(田中重彌君外一名紹介)(第一〇六三号)

同(佐久間徹君紹介)(第一〇六四号)

同(加藤隆太郎君紹介)(第一〇六五号)

同(坪川信三君紹介)(第一〇六六号)

同(栗山長次郎君紹介)(第一〇六七号)

同(野村専太郎君紹介)(第一〇六八号)

あんま、はり、きゆう及び柔道整復師の免許制度存続等の請願(山手浦男君紹介)(第一〇六九号)

国立福知山病院に深部治療器械設置等に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一〇七〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十七日

アフター・ケア施設設置に関する陳情書外一件(国立佐賀療養所患者療友会会長橋崎勝彦外一名)(第六七三号)

新潟県民の医療保障に関する陳情書外一件(東亜株式会社社労働組合執行委員長多田耕一外三百十五名)(第六七四号)

附添婦制度改善反対に関する陳情書(国立療養所清光園療友会会長長尾潔己外二名)(第六七五号)

進駐軍による被害の補償に関する陳情書(東京都北多摩郡砂川村長若松貞次郎外一名)(第六七六号)

未帰還者及び留守家族国家補償に関する陳情書外八件(綾部市会議長村上義信外八名)(第六七七号)

同外六件(宮城県加美郡中新田町議会議長互理勲外六名)(第六七八号)

遺族補償に関する陳情書(富山市堀川今泉町二百七十三番地須藤すゑ)(第六七九号)

同(孝ヶ崎市遺族大会議長寺田純一)(第六八〇号)

同(京都府遺族会宇治久世郡支部代表者須知喜一郎)(第六八一号)

同(静岡県榛原郡地頭方村遺族会松井福松外百九十五名)(第六八二号)

傷い軍人の待遇改善に関する陳情書(岡山県傷い軍人会名譽会長木村幸之助外一名)(第六八三号)

戦争犠牲者に対する援護策に関する陳情書(松山市議会議長芳野恒英)(第六八四号)

同(埼玉県北埼玉郡村会会長小川清助)(第六八五号)

戦争犠牲者に対する国家補償に関する陳情書外三十二件(高知県高岡郡須崎町岡本寅太郎外百二十五名)(第六八六号)

遺族の援護に関する陳情書(茨城県久慈郡町村議會議長會長多賀野三男)(第六八七号)

本日の會議に付した事件

小委員の追加選任

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出 第二二号)

公衆衛生に関する件

○大石委員長 これより會議を開きます。

まず小委員追加選任の件についてお諮りいたします。現在当委員会に設置されております小委員十一名よりなる戦争犠牲者補償に関する小委員会の小委員の数を十二名とし、同じく小委員十名よりなる水道に関する小委員会の小委員の数を十一名と改めて、その追加選任につきましては、委員長より指名することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大石委員長 御異議がなければ、金子與重郎君を戦争犠牲者補償に関する小委員に、丸山直友君を水道に関する小委員にそれぞれ指名いたします。

○大石委員長 次に、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案を議題とし質疑に入ります。通告

○大石委員長 次に、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案を議題とし質疑に入ります。通告



くあるのであります。こういう人々の援護をいたします場合に、そういう人々が軍人であったか、軍属であったかという身分の判定のはつきりした資料がないと、支給に非常に錯誤を来すのであります。それからまた、そういうものがほんとうに公務で戦死をしたのか、あるいは戦傷死なのか、あるいは戦病死であるかというような調査がはつきりいたしておきませんと、遺族と称する者からたくさん申請がありましたときに、はつきりした認定ができなないのでございます。そういう旧軍人、軍属の身分、それから死亡原因の調査等につきましては、従来そういう仕事に携わっておられましたところの復員局の方々が、この仕事にはきわめて適切でございまして、幸いにそういうことになれておる人々でその仕事をやつて行くということが、厚生省といたしまして、能率的なことじやないかと考えますので、そういうように行いたいと思っております。

○岡(長)委員 引揚援護庁設置令第二条の中で、所管業務が二つにわかれております。そこで今御説明のように、第一号については、主として引揚援護庁がそれに当る。そのためには先ほど申しましたように、未復員者給与法なり特別未帰還者給与法なり、その他住宅の問題、生業資金の問題等についていろいろ御努力を願っておる。第二号の旧陸海軍の復員及びこれに関する事務を行う。問題はこれなんです。引揚援護庁が第二条第二号の旧陸海軍の復員及びこれに関する事務を行うというのには、内容的に見れば、これは結局戦傷病者の援護、あるいは戦死に伴う遺族の援護、こういうことがもはや中

心の課題となつて来たのであつて、復員という点、またこれに関する事務という問題は、非常にいわばヒンテルグランドに行つておるのじやないかと考へ方でお尋ねしているのです。第一復員局と第二復員局というようない局が持つておられるような旧軍隊内における資料というものは、これを私は否定するのではありませんが、この資料に基いての遺族あるいはこの戦傷病者に対する援護というものは、これはもはや復員業務というよりも、援護業務ではないかということ、第一復員局、第二復員局が復員業務を中心としていた時代は過ぎ去つた、むしろそういう戦争の犠牲者である傷病軍人や遺族に対する援護というものが大きくクローズ・アップされて来ておる現在、第一復員局、第二復員局を存置しなければならぬということ、実際業務上、私は納得ができません。四月にも、おそらく遺族なりまた傷病軍人にも、それらの支給を急ぐということにもなるかと思ひますが、やはり名は実の資を現わすというか、その実体に基づきし名称にかえて、またそれに伴う人的構成をも充実する。人的構成としては現在の人はいいとして、そういう点で、引揚援護庁の方で、やはりもつとその業務にふさわしき名前にもし、また機構にもかえて行くといふようなことが必要ではないかと思ひますので、重ねてお尋ねしたい。

○岡(長)委員 引揚援護庁におきまして、復員局が主となつて遺族の援護なり、傷病軍人の援護を行つて来ておるという場合におきまして、その復員局

の名称なりを考えたかどうかというお話でございまして、名称等の問題につきましては、今後いろいろ研究して参りたいと思ひます。

○岡(長)委員 いずれこの問題は、近い将来の具体的な問題として、これ以上の点については、お互いに十分研究して善処したいと思ひます。

閣下にお尋ねをされたのですが、第一復員局、第二復員局におられる旧軍人の諸君、その数、それから旧軍人の時代における階級、またこれらの諸君がどういふ取扱いで軍服をセビロに着かえて残つておられるのか。またこの中で、いまだ追放を解除されぬ方、方は何名あつて、それはどういふ名前の人で、現在復員局におられるか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○岡(長)委員 復員局に現在おられますところの旧陸海軍の軍人は、総数で百八十名でございまして、階級別にいたしますと、陸軍海軍つきまぜてでございますが、大佐が二十六名、中佐が四十九名、少佐が六十五名、大尉が二十六名、中尉が十二名、少尉が二名、計百八十名となつております。これは御承知のように、昭和二十年十一月三十日に、陸海軍省が第一、第二復員省になりました。それから数度の変更を重ねまして、昭和二十三年の五月三十一日から引揚援護庁に復員局が吸収されました。そのころは、たゞさんの旧軍人が復員局におりましたが、司令部からのいろいろの要求もございまして、その業務に支障を来さない限りにおいて減して参つたのでございまして、ただいまでは百八十名になつておりますが、これらの人は、復員業務をやつて

行く上に、ほかの文官ではわからない仕事が多いのでございまして、今日まで留任申請をいたしまして、復員業務に關してはとどまつて仕事をやつてもよいということも参つたわけでございます。しかしながら、最近追放解除になりました。現在残つておられる者は五名でございまして、それは復員局の局付と申しまして、局長のすぐ下にございまして、局長の美山要蔵氏、元陸軍大佐でございまして、それから同じく復員局の復員業務部長の高山信武氏、これは元の陸軍大佐でございまして、それから復員局の資料整理部長、元陸軍大佐佐藤部四郎氏、それから中部復員連絡部の広島支部支部長をしておられます元陸軍大佐、斎藤明雄氏、それから海軍関係では第二復員局残務処理部長の元海軍主計大佐初見盈五郎氏、以上申し上げました五名が、覚書該当者として残つておる次第でございまして。

○岡(長)委員 最近私が見たのでも、二箇月ほど前の朝日新聞、また数週間前の読売新聞、また昨日の読売新聞にも、現在復員局にとどまつておられる方で、覚書該当者として、まだ追放を解除されない方々の名前が出ておること、課長も御存じだと思つた。このことについては、なお大臣からも御答弁を得たいと思ひますから、その点も委員長にお含みを願ひたいと思つておられます。

おられるのでありまして、こういう方が、従来の経歴から、そうした業務に就いていろいろと内部の事情、従来のいきさつをよく御存じであるから適当な方であるということ、またその立場から、それらを生かしてこの業務にお働きをいただいたということについては、われ／＼も特別に異議を申し立てるものではないと思ひます。しかし、現在いろいろの新聞の情報などによつても、日本の再軍備というやうな問題が大きく取上げられております。これには、現在セビロを着た厚生省復員局の部長なり課長なりという諸君の名前が出ておるのであります。おそらく厚生省としても、そういう事実が御否定にはならないと思ひます。こういう情報も伝へられるということは、いろいろの興味で、厚生省の職員、諸君の身分と関連して、誤解を招きやすい点でもあり、問題によつては、重大な責任を伴う事項と思ひますが、こういう新聞情報等が出たときに、厚生省あるいは引揚援護庁の内部として、またその責任者の立場から、何らかの御調査をなされたことがあるかどうか、まずこの点を承りたい。

○岡(長)委員 復員局におります者が、最近新聞雑誌等で、再軍備に關連して名前がいろいろ出ておりますことは、われ／＼も承知をいたしておりましたが、先ほどお言葉にございましたように、復員局の職員は、最近まで追放の身でございました。その範囲内職にとどまつて今日まで来て、最近大部分の者が追放解除となりましたが、援護庁なり復員局なりといたしましては、復員局の者は、ややもすれば世間からい

ろいな目で見られるので、いつも常に機会あるごとに、特に出処進退には注意をいたしまして、限定された復員業務に専念するように、そして再軍備の問題が世論でやかましくなつて来るに連れて、そういうものに巻き込まれないようによく注意して、与えられました復員業務に専念するようにというところを、長官、次長からも常に訓辞もいたしまして、復員局の者も互いに戒め合つて、今日まで来ておられるわけでございます。たま／＼、これも復員局の一、二の者でございますけれども、新聞、雑誌等に出るようなこともございまして、その都度そのことにつきまして、本人にいろ／＼話してみるのでございますが、復員局においては再軍備等に関していろ／＼な仕事をしておるとか、その準備をしておるとかいうような事実は全然ございません。さういふに御承知願いたいと思つた。ただ新聞雑誌等で言われますことにつきましては、そういうことも新聞、雑誌等に取上げられないように注意をして行くように、その都度お話しはいたしておる次第でございます。

○岡(良)委員 復員局は、別に作戦局じやないのであつて、そういうことをせられないということは当然なことですが、ただ問題はまた追放解除をされておられない覚書該当者であり、かつては阿南陸軍大臣の高級副官であつた、あるいは東條の秘書官であつた、こういう身分の諸君が、復員局の一事務官としての身分にありながら、しかも覚書該当者でありながら、再軍備計画等について直接関係をしておる。しかもそういうことが読売とか、朝日とかいう日本の大きな一流の中央新聞に載つ

て広く国民にばらまかれておる。これでは、まったく覚書該当者に対する処置を、覚書該当を厳密に施行すべき政府が、その覚書該当者がきわめて遺憾な行動をしておるにもかかわらず、これに対して、復員局ではしておられないが、外へ出ておつてもいいというところは――再軍備計画というものは、これは日本の一切の政策にかかわる問題であり、また国会が当然審議すべき予算に重大な関係を持つものである。こういうものについて、復員局の職員たることをやめて彼らが行動せられることは、隠密のうちになさる限りにおいてはわれ／＼もとがめだてたり、追究する理由はないかもしませんけれども、復員局の事務官たる立場におられる人が、そういうことをするということの責任、また覚書該当者がそういうことをやつておるといふことに對して、政府としてそれを黙つて見ておるといふことでは、私はこれは単にその人個人の問題ではなく、政府自体としても重大なや政治的責任があらうと思つた。そういう点からお尋ねをいたしておるのであります。これは総務課長も、お立場上いろ／＼言にくいこともあらうと思つた。けれども、私も資料なしにこの問題についてお話ししているのではないので、委員長の方で後刻厚生大臣と引揚援護庁長官の御出席を願つて、その上でこの点を明らかにしたいと思つた。

以上一応私の質問は打ち切りたいと思つた。  
○大石委員長 荻田君。  
○荻田委員 岡委員の質問によりまして、大体のことは明らかにしたつたのでありますけれども、さらにこの引揚援

護庁の中の仕事の一、二につきましまして、明瞭にしたいと思つた点を聞きたいと思つた。  
この長官官房で行われます事務の中に、機密に関する事務ということがあるわけなんです。これはどういう種類の機密に関する事務であるのか。お話ししたいと思つた。  
○小山説明員 これは共通の問題でございますので、私御説明申し上げませんが、総じて大臣とか長官の所管事項の中には、ほかの仕事のように現わされ切れない仕事を、機密に関する事項というふうな言葉で表現することが例になつております。ただそういう例に従つてあげただけでございます。特別の意味のあるものではございません。大体秘書官が扱つていたぐいの仕事が、これに当るわけでありませぬ。

○荻田委員 どういうことですか。一、二具体的にいへば……  
○小山説明員 別に大したことはございませんが、たとえばあなたが面会を求めておられますが、これは断るようになつたし、それともお会いするようになつたし、さういふこと、さういふ程度のことでございます。  
(笑聲)  
○荻田委員 どうもお役所の仕事にはさういふことがあつて、私もやはりよくわからないのでお聞きするわけですが、それでは同じような長官官房で取扱われる事務の中の、国有財産及び物品に関する事務というのは、この中ではどういふことをいふのですか。  
○島中説明員 国有財産及び物品に関する事務といたしまして、これはたとえ舞鶴の援護局がございま

すが、それは国有財産に属しておりまして、この管理とか、いろ／＼な問題をいふのでございます。  
それから物品は、これは普通の物品でございますが、そういうものを総務課で「ま」とめに取扱つておるといふうなことでございます。  
○荻田委員 その十のところにございませぬ。この報に関する事務というのは、どういふのですか。  
○島中説明員 この報に関する事務と申しますのは、これは厚生本省にもございませぬが、引揚援護庁でも行つておる仕事を広く国民の方々に知らせして、その仕事を円滑にできるようにして行くという意味でございます。  
○荻田委員 それから、今度は復員局の方のことについてお聞きしたいのですが、これは今度廃止する条項に該当しておると思つたが、連合国軍の要求に基く諸調査事務といたしまして、この条項にはなつておるのですが、参考のためになつておることに調査が命ぜられておつたかといふことを、お聞きしたいのです。

○島中説明員 連合国軍の要求に基く諸調査事務でございますが、これは主として太平洋戦争に關しまして、連合国軍の方から、その当時の日本軍の戦況配備状況がどうであつたか、どこでどういふ戦闘をしたかといふような問題が、おもなるものでございます。  
○荻田委員 今度はやはりこの残る部分に該当しておる事務なんです。旧陸海軍の残務整理に関する事務といふのが残つておる。これはどういふ事務がなつておるのですか、お聞かせ願いたいのであります。

○島中説明員 旧陸海軍の残務整理に関する事務といたしましては、主たるものが復員手続とか、あるいは未復員者の調査といふようなものも一応入りますけれども、ここに掲げてありますのは、たとえば旧陸海軍当時の債権の、まだ取立ててないものの整理といふようなものがございませぬ。  
○荻田委員 これははつきりしておきたいと思つたが、陸海軍の残務整理といふものは、取立てていない債権の処理だけのことか、それ以外はなつておるのですか、そのほかの仕事は全然入つていないわけですか。  
○島中説明員 今申し上げました債権の処理が大部分かと思つた。  
○荻田委員 これはやはり先ほど総務課長の御答弁の中にあつたわけですが、援護局の中のやつておる、たとえ資料整理部長の仕事といふふうなものがあるわけですが、この資料整理部といふものは、どういふことに関する資料をやつておるわけなんですか。  
○島中説明員 資料整理部は、その第六条の四に、連合国軍の要求に基く諸調査事務といふのがございませぬが、それが主として資料整理部の仕事でございます。先ほど申し上げましたように、連合国軍の方から、主として太平洋戦争で、当時の軍が、どこにどういふ配備をして、どういふ戦闘をしたかといふようなことについて、いろ／＼こまかい調査を要求して参りますので、その関係の仕事であります。  
○荻田委員 そうしますと、今度は連合国側からのさういふ要求といふふうなことはなくなつて、さうして日本も一応独立国といふ態勢のもとに自主的にやつて行くわけなんです。さういふ

○島中説明員 旧陸海軍の残務整理に関する事務といたしましては、主たるものが復員手続とか、あるいは未復員者の調査といふようなものも一応入りますけれども、ここに掲げてありますのは、たとえば旧陸海軍当時の債権の、まだ取立ててないものの整理といふようなものがございませぬ。  
○荻田委員 これははつきりしておきたいと思つたが、陸海軍の残務整理といふものは、取立てていない債権の処理だけのことか、それ以外はなつておるのですか、そのほかの仕事は全然入つていないわけですか。  
○島中説明員 今申し上げました債権の処理が大部分かと思つた。  
○荻田委員 これはやはり先ほど総務課長の御答弁の中にあつたわけですが、援護局の中のやつておる、たとえ資料整理部長の仕事といふふうなものがあるわけですが、この資料整理部といふものは、どういふことに関する資料をやつておるわけなんですか。  
○島中説明員 資料整理部は、その第六条の四に、連合国軍の要求に基く諸調査事務といふのがございませぬが、それが主として資料整理部の仕事でございます。先ほど申し上げましたように、連合国軍の方から、主として太平洋戦争で、当時の軍が、どこにどういふ配備をして、どういふ戦闘をしたかといふようなことについて、いろ／＼こまかい調査を要求して参りますので、その関係の仕事であります。  
○荻田委員 そうしますと、今度は連合国側からのさういふ要求といふふうなことはなくなつて、さうして日本も一応独立国といふ態勢のもとに自主的にやつて行くわけなんです。さういふ

いふ服部卓四郎というような人が部長をやつておる資料整理部というふうなものは、当然仕事がなくなるというふうな考えられますが、その点いかがですか。

○鼻中説明員 日本が独立いたしました

と、連合国軍の要求に基く調査事務というものは、お説のようになくなると思ひます。従ひまして、資料整理部の大部分の仕事はなくなると思ひますが、なおこの部では、たとえ、まだ外地に残されておりますたぐさんの遺骨の問題につきましても、当時の軍の行動等から調査して行かなければ、どこにどれほど遺骨があるかというふうな調査にも関連しますので、そういう問題もやつております。また、外務省等の要求で、当時の軍が戦地におきまして与へました損害につきましても、賠償問題等で、いろいろ資料を要求されるわけがございます。たとえ、どこにどういふ施設を持つておつて、そのためにどういふ損害を与へたかというふうなことで、賠償に関連して、外務省から調査を要求して参りますので、独立後は連合国軍からの要求に基く調査はないと思ひます。従つて大部分の仕事は終つてと思ひますけれども、そういうたぐいまだ残された仕事があるかと思ひます。

○苅田委員 どこに遺骨がどういふふうに残つておるかというふうなことが、終戦後六年も七年もたつた今ごろになつて、まだこれから調査しなければならぬというふうなことは、実際今までそういう方面に調査の部課を設けておつてどういふ仕事をしておつたのか。一体どこでそういう仕事をやつていたのか、それともそうでない仕事

が、そういう建前でやられていたのかというふうなことが、非常に疑問になつて来るわけですが、それから特になつたが、おつしやるように、今後の賠償の取立てに對して参考にしたというごとのために、こういう一部課を残して、今後もやはり店開きをしていなければならぬかどうかというふうなことも、私どもは非常に問題になると思ひます。そういう点につきましても、私どもここで、できればもつと実際上の調査もやつた上で、そういうふうなものを實際残しておく必要があるかどうかということも検討しなければ、簡単にこれはいいい、このまま残しなさいというごとは、ちよつと言ひ切れないと思ひます。こういうことにつきましても、総務課長に御答弁を求めるとは、ちよつと無理かと思ひます。では、やはり私は後刻こういう問題に關しましては、大臣がおいでになりますれば、直接大臣からもお話を聞きたいと思ひますけれども、總して、今まで勅令によつてできました引揚援護庁というふうなところが、近年アメリカのジャーナリストであるマーク・ゲインなんかの日本滞在日記を見ましてもわかりますように、何とかして旧軍入軍閥の勢力を温存したいという一つの逃込み場所として、こうした復員局等に、必要でない、つまり実際には好ましくないようなふるい／＼な根が、ここに温存されておつたのじやないかというごことが、そういう資料なんかから見ましても、想像できるわけなんです。特に今後こういう勅令が降止されまして、新しく日本独自のものとして

ここにつくられるという機会に遭遇いたしました。私どもはこうした世上的の、復員局の機構を利用いたしまして、旧在郷軍人等の再組織、地下組織を進められておるといふようなうわさをひんびんと聞いております。際でもございますから、こういう問題につきましても、私どもは、もつと徹底的な調査を究明いたしませんことには、この引揚援護庁をそのまま存置するといふことには、了承できないと思ひます。こういう点につきましても、後刻大臣なり援護庁長官なりの御出席を得ました上で再度質問したいと思ひますので、きようおいでになつております政府委員に對する質問は、このくらいにいたします。

○大石委員長 他にこの法案についての御質疑はございませんか。——ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○大石委員長 速記を始めてください。それでは引續いて質問を継続いたします。

○苅田委員 引揚者の秩序保持に關する政令を降止するというごことになつておりますが、但し、この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。というごことが書いてあるのです。これはどういふことなんでしょうか、この点をお聞きしておきたいのです。

○小山説明員 これも罰則の適用に關する一般の通則でございます。たとえこの政令の降止の時期が二十七年四月一日というふうに定まりましたよな場合、ちよつとその前にこの罰則に觸れて裁判手続が進んでいたという

ような場合に、一体どういふ法律によつて今後処理するかということが、解り論として非常にはつきりしなくなるわけでありませう。そういう場合にどういふことかというごことを明確にするために、こういう規定を設けて、その場合は犯した当時の法律によつてさばいて行くのだ、こういう趣旨をはつきりするだけでありませう。ただ實際問題としては、これは二年ぐらゐの間働いておりませぬから、事実上問題の起ることはありませぬが、そういう通則に従つて書かれておるだけでございます。

○大石委員長 それでは一応ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く厚生省関係諸命令の措置に關する法律案の質疑をこれで打ち切りまして、次に公衆衛生に關する件に關し、警察予備隊の衛生状態についての發言を求められておりますので、これを許可いたします。岡良一君。

○岡(良)委員 警察予備隊の現在の保健衛生の状況並びに疾病に關する統計等についてまずお伺ひしたいと思ひます。

○江口政府委員 一言、全般的な予備隊の医療問題について、お答えいたしました後に、統計等によつて岡さんの御質問にお答えしたいと存じます。

警察予備隊の医療関係におきましては、決して十分でない点が多いのでございませう。それにはいろいろ事情がございませうが、まず医官の応募者が非常に少いというごこと——これは経済的な条件や、その他つばな病院がまだ予備隊にないというふうな意味から、医者

の来手が非常に少いというふうな関係もありまして、われ／＼の予定しております三百数十名の医療関係の幹部のうち、いまだ七十名ぐらゐしか、現実に働いてもらつておる医官がないというふうな現状でございます。その間隙を縫ひますために、いろいろ方法をお尋ねしますが、何せ経費の問題もございませぬし、今の医官の待遇の問題もありませんし、予備隊自体として隊員の健康管理をやつて行くことが、はなはだ手薄になつておる点には、はなはだ申訳ないと思つておるのであります。しかしながら、比較的健康な青年をたくさん擁しておりますので、お尋ねの疾病統計などにおきまして、他のこういう数の多い政府職員一般の健康関係などに比べてみましても、その健康状況なども、それほど劣つておるとは存じないのであります。その比較等につきましても、ただいま統計で申し上げますから、それによつて御了承願ひたいと思ひます。

○須江説明員 お答え申し上げます。われ／＼の統計で申しますと、予備隊の現在の患者発生数は、一箇月平均発生率を申しますと、二・四九％でございます。そのうち結核を申し上げますと、一・五四％になります。その他の疾病から申しまして、ごまかな病名別統計等については、もし詳細にお答え申せたいごことございませぬれば、時間の關係上、場合によつては資料によつてお答え申し上げます。現在予備隊の医療全般から申しますと、昨年度の二月には予備隊に属します医官が十二名しかございませぬでして、それで予備隊の医療を求

の來手が非常に少いというふうな関係もありまして、われ／＼の予定しております三百数十名の医療関係の幹部のうち、いまだ七十名ぐらゐしか、現実に働いてもらつておる医官がないというふうな現状でございます。その間隙を縫ひますために、いろいろ方法をお尋ねしますが、何せ経費の問題もございませぬし、今の医官の待遇の問題もありませんし、予備隊自体として隊員の健康管理をやつて行くことが、はなはだ手薄になつておる点には、はなはだ申訳ないと思つておるのであります。しかしながら、比較的健康な青年をたくさん擁しておりますので、お尋ねの疾病統計などにおきまして、他のこういう数の多い政府職員一般の健康関係などに比べてみましても、その健康状況なども、それほど劣つておるとは存じないのであります。その比較等につきましても、ただいま統計で申し上げますから、それによつて御了承願ひたいと思ひます。

の來手が非常に少いというふうな関係もありまして、われ／＼の予定しております三百数十名の医療関係の幹部のうち、いまだ七十名ぐらゐしか、現実に働いてもらつておる医官がないというふうな現状でございます。その間隙を縫ひますために、いろいろ方法をお尋ねしますが、何せ経費の問題もございませぬし、今の医官の待遇の問題もありませんし、予備隊自体として隊員の健康管理をやつて行くことが、はなはだ手薄になつておる点には、はなはだ申訳ないと思つておるのであります。しかしながら、比較的健康な青年をたくさん擁しておりますので、お尋ねの疾病統計などにおきまして、他のこういう数の多い政府職員一般の健康関係などに比べてみましても、その健康状況なども、それほど劣つておるとは存じないのであります。その比較等につきましても、ただいま統計で申し上げますから、それによつて御了承願ひたいと思ひます。

の來手が非常に少いというふうな関係もありまして、われ／＼の予定しております三百数十名の医療関係の幹部のうち、いまだ七十名ぐらゐしか、現実に働いてもらつておる医官がないというふうな現状でございます。その間隙を縫ひますために、いろいろ方法をお尋ねしますが、何せ経費の問題もございませぬし、今の医官の待遇の問題もありませんし、予備隊自体として隊員の健康管理をやつて行くことが、はなはだ手薄になつておる点には、はなはだ申訳ないと思つておるのであります。しかしながら、比較的健康な青年をたくさん擁しておりますので、お尋ねの疾病統計などにおきまして、他のこういう数の多い政府職員一般の健康関係などに比べてみましても、その健康状況なども、それほど劣つておるとは存じないのであります。その比較等につきましても、ただいま統計で申し上げますから、それによつて御了承願ひたいと思ひます。

めまして、そして予備隊の部隊の医務室で診療をいたしております。その医務室の整備もまだ不完全な状態で、人も外部にお願いする、かような状態で診療を続けて参りましたが、ようやく本年の三月末には嘱託の医者をなくして、全部予備隊の医官をもつて診療をなし得るという段階になる見込みでございます。部隊の医務室がそういう状況でございますから、予備隊員の診療については、当然外部に委託をしなればなりませんので、国立病院、市その他各公共の病院と特定の診療契約をいたしまして、現在の社会保険の線による診療規定に基づく診療を実施しております。ことに結核の場合には、ベッド数の不足によりまして、やむを得ず帰宅療養——現在の結核患者総数が千名ほどでございますが、そのうち八百五十名ほどの帰宅療養を認めております。それで予備隊自体といたしましては、予備隊員の健康の問題については、自隊の医官、施設によつてこれを行いたいという計画をもちまして、病院の設立、結核療養所の設立、医官その他の衛生幹部の充員について努力をしておるのでございますが、先ほどのように、現在医官は七十四名、歯科医官が五十七名、薬剤師が七十一名というような現状でありまして、まず診療に要する人の問題及び施設の問題につきましまして非常に困難な状況に置かれておるのでございます。従つて募集を考へまして、今年三月末には医官は約六十名充員できる見通しになつております。それ以後の見通しについてはまだはつきりしたことは申し上げかねるのがあります。もう一つわれわれの計画といたしましては、実地修練制度を採

用いたしました募集する計画を立てまして、昨年度より実施いたしております。○岡(良)委員 いろいろ詳しい資料、特に性病等に關連する資料等もありましたので、後刻資料で御提出をいただいた上で、私どもも検討を加えたいと思ひますから、そのようにおとりはからいをお願いしたいと思います。

そこで次長に伺いたいのは、あるいは課長でもけっこうでございますが、現在の予備隊の医療機関の組織と申しますか、これは体系的にはどういふふうな仕組みになつておるのでございませうか。何か総監がおつて、その下に局があるとか部があるとか課があるとか、また地方キャンピングにおける仕組み、そういう点を伺つておきたい。

○江口政府委員 予備隊の医療全般を統轄すると申しますか、政策面と申しますか、基本と申しますか、主としてそういう方面を担当する機構といたしましては、警察予備隊本部に医務局というのがございます。医務局に資料課と医務課と二課ございます。そこで警察予備隊の医療の根本的な方針ないしはそれに関連する予算の調査というようなことをいたしております。それから隊の方に参りますと、総隊総監という七万五千人の最高の統率者がおられます。その一幕僚機関といたしまして衛生監というものが置けてございす。その待遇は警察監でございます。その下に特別幕僚といたしまして医務課長というものが置かれております。この衛生監の指導によりまして医務課長が、大体七万五千の隊員の全国におけるキャンピングに対してのいろいろな指導あるいは衛生資材の配付というよう

なことに参画して、それらのこと全般を地方のキャンピングに指示いたしておりますのであります。キャンピングにおきましては、大体簡易な医務室を設けてまして、そこにただいま申しましたような幹部級——今のところようやく一、二名程度になるかと思ひますが、その幹部級医官を置きまして、それに士補以下級医官をつけてまして、軽微な診療にの助手をつけておられます。きましましては、その医務室ですというふうな方法をとつております。

○岡(良)委員 幕僚ということをよくおつしやいます。予備隊令に、そういう言葉があるのですか。

○江口政府委員 幕僚と参謀という字は使つております。予備隊令にはありません。組織の規定でございますので、総理府令と申しますか、あるいは隊則と申しますか、そういう中にそういう字を使つております。

○岡(良)委員 昨年度の予算において、予備隊の医療に關する費用は、一体どれくらいだったのですか。また今年度においては、どのくらいを要求しておられるのか、またその骨子となる費目について、簡単にけつこうでございすから、御説明願ひたいと思ひます。

○須江説明員 お答えをいたします。予備隊の衛生關係の資材その他いろいろな面から申しまして、ただいま創設當時のためにいろいろな資材設備を含めておられますので、年間の経常の面でお申上げるとは、ちよつとむかはずしと思ひますが、大体二十七年年度に請求しております金額と同じ状態に考えられると思ひますが、部隊内の消耗品は大体九千万円、それから外部に委託する診療のわくといたしまして一億四千万円の予算を計上しております。二

十七年度までの資材關係から申しますと、大体編成設備と申しますか、その方の關係と、それでないものと含めまして総額十五億二千八百万円ほどの予算——これはすでに買つたものも含まれておりますが、二十七年年度までの請求額と現在までの總計がさうでございす。

○岡(良)委員 それは二十六年年度中では、○須江説明員 二十六年年度中ではございません。二十七年年度までの總計でございます。

○岡(良)委員 それでは末端の地方キャンピングの方では、あるところでは国立病院との間に契約を結んでおられるところもあり、あるところでは大学の附屬病院と契約しておられるということになつておられますが、これは予備隊の方と、当該病院との間の自由なる契約でやつておられるのですか。

○須江説明員 これは予備隊の各駐屯部隊が契約の責任を持ちまして、その部隊が契約を駐屯地で——契約に応じてくれる病院とに応じてくれない病院がございすので、応じてもらえる病院にお願ひをいたしております。

○岡(良)委員 それではいろいろ御不自由なことでもあらうと思ひますが、将来やはり予備隊としての独自の医療機関を設置するといふふうな御計画があるのかどうか。もしおありとすれば、おそらく二十七年年度はこつういふうにしたいという御構想があると思ひますが、それについてひとつ御見解を伺ひたい。

○江口政府委員 まことにごもつともなお尋ねてございまして、七万五千からの隊員の健康管理をして行きます

建前から申しまして、予備隊独自の病院が必要であることは、われわれも痛感いたしております。ただこれには、新しく病院を新設して参りますというよりは、非常な経費がかかるのでありまして、その面におきまして、財政当局の方に非常に納得をしてもらえないという面もございす。ことにさういふ初めの施設にすいぶん金がかかるといふ点から申しますと、条約発効後におきまして、進駐軍が従来接収しておりました建物で適當なものをつけて来るのじやないか、それを待つてそれを病院に改造するといふようなことも一つの案ではないか、それでは不自由ながら今の状態を続けられたりかといふような考え方も一面にあります。あるいはまた予備隊としては、そういう後方病院といふようなものにはあまり主眼を置くべきものではなくして、いわゆる出動した際の衛生部隊の活動と、現場における患者の輸送とか、あるいは応急治療とか、そういうものについて實際的な訓練を行うべきものであつて、病院については、一般の国立病院なり、あるいは民間病院なりを利用して行つたらどうかという意見もございまして、なか／＼予備隊自体の病院が実現するという運びに至つていないのでございす。われわれといたしましては、ぜひともそういうものを置いたいただきたい。これによつて中身も充実すれば、その魅力によつて医官の方も来りたたくことのできるようになるであらうから、その意味におきまして、東京あたりに中央的な総合病院が一箇所ほしい。また各管区におきまして一つずつ合計四つほしい。あるいは別に結核病院もほし

○岡(良)委員 それは二十六年年度中では、○須江説明員 二十六年年度中ではございません。二十七年年度までの總計でございます。

○岡(良)委員 それでは末端の地方キャンピングの方では、あるところでは国立病院との間に契約を結んでおられるところもあり、あるところでは大学の附屬病院と契約しておられるということになつておられますが、これは予備隊の方と、当該病院との間の自由なる契約でやつておられるのですか。

○須江説明員 これは予備隊の各駐屯部隊が契約の責任を持ちまして、その部隊が契約を駐屯地で——契約に応じてくれる病院とに応じてくれない病院がございすので、応じてもらえる病院にお願ひをいたしております。

○岡(良)委員 それではいろいろ御不自由なことでもあらうと思ひますが、将来やはり予備隊としての独自の医療機関を設置するといふふうな御計画があるのかどうか。もしおありとすれば、おそらく二十七年年度はこつういふうにしたいという御構想があると思ひますが、それについてひとつ御見解を伺ひたい。

○江口政府委員 まことにごもつともなお尋ねてございまして、七万五千からの隊員の健康管理をして行きます

○岡(良)委員 それは二十六年年度中では、○須江説明員 二十六年年度中ではございません。二十七年年度までの總計でございます。

いというようなことで、それ／＼何床にしたらいいかというような計算もいたしまして、財政当局とも折衝いたしておりますが、ただいま申しましたようないろ／＼な理由のために、実現を見ないでおくことは、はなはだ遺憾だと存じますが、今後とも努力を重ねて参りたいと存じます。

○岡(良)委員 予備隊の使命は、予備隊令第一条に明確にうたわれておるわけですが、予備隊幹部とすれば、やはりそういう出動しなければならぬ事態というものを考えた場合に、当然重要な役割を果たす医師なり、看護婦なり

の充員というものが、当面の問題にしろと思はれますが、医師なり看護婦の充員についての具体的な御計画があるかどうかという点、あればその数字的な点をお答え願いたい

し、なおまた日本赤十字社の問題です。最近日本赤十字社も、特殊な法人の資格を得たという御要求もあるようでありまして、予備隊としては、かつて日本赤十字社の看護婦養成方針

というものは、主として戦争勃発の際における看護婦の充員供給にあつたのであります。日本赤十字社に対して、そういうふうな協力を希望して

おられるかどうかという点について、率直な予備隊幹部としての御見解と、この二、三点を承つておきたいと思いま

す。

○江口政府委員 まだ予備隊に看護婦を置くという計画は具体化してはおりません。将来はそういうものを考えなければならぬかと思つております

が、目下のところは、男子の医官及びその補助者によつて、すべての療養を行つて行こうという方針を二十七年

度

も続けて行くつもりでございます。従いまして、将来看護婦を置くようになりまして、その養成方法なり採用方法なりをどうするかという問題につきましまして、将来の問題として研究を続けて行きたいと思つております。

それから、ただいまお話の医官の募集の計画について、数字的な根拠があらはせよというお話であります。これら、須江課長の方から……。

○岡(良)委員 出動した場合における充員計画です。

○江口政府委員 出動した場合の充員計画と申しまして、現在あります幹部を充てるのは、出動先は国内でございまして、その先々で、も

ろ手が必要になります。あるいは地元

の病院のお手伝いを願うとかいうような方法を講じて行くよりほか……たと

えばその場合に急に昔のように召集をするとかということ、全然考えてお

りませんので、そういう方法を講じて行くよりほか手がかかるかと考えてお

ります。

○岡(良)委員 赤十字社の関係をお聞きしましたが、その点もう一度はつきりお答え願いたい。

○江口政府委員 ただいま申しましたように、予備隊におきまして看護婦を入れるという考え方を、まだ具体化

するところには考えておりません。先ほど申しましたように、男子の幹部

の医官及びその補助者でもつて、当分の医療を続けて行くという気持でござい

ますので、看護婦の養成とか採用とかという問題について、日赤と交渉した

ち、二十四箇所を除いて十五箇所はこれを結核療養所にベッドの転換をする。六十箇所は地方移譲をしたいという計画があるわけですが、そこで予算等の関係もあつて、予備隊としては、あるいは中央における総合病院は別として、地方におけるブロック別

にやはり中心的な医療機関を持ちたいというふうな考え方があつたかどう

か、その点をひとつ伺いたい。

○江口政府委員 厚生省の方で、国立病院に關しまして、そういう御計画があるという事は承つております。し

かし、その病院を予備隊の方で引受け

るかどうかという問題につきましまして、まだ私の方としては考えており

ません。先ほど申しましたように、何とかして進駐軍から返された建物を利

用して病院をつくる、あるいは財政当局が認めれば、われ／＼が考えてお

る病院を新設したいということを考えて

おります。厚生省の病院を移管して

いただくというふうなことは、目下のところ考えておりませんから、具体的

に厚生省と相談したことはございませ

ん。と申しますのは、仮定としまして、そういうふうに入つて来た場合を

考えてみましても、現在おられます職員の人を一体予備隊でどうして行くか。普通の場合ならば、ただちに身分の転換もできましようが、制服を着た予備隊員に、すぐ現在の職員を切りかえる

わけには行きませんし、その人をほかに移すということは、現在の予備隊の力ではできません。そういう人事上の関係もありますので、現在入院患者も相当いるのではないと思はれますが、そういう人々を予備隊が全部引受け

て、その人たちの跡始末をつけることも、予備隊としてはなかなか困難が

ありますので、そういう点からいたしましても、厚生省の病院をどうするか

という点は、まだ具体的には何も考えておりません。

○岡(良)委員 実はこの問題は、この委員会でもいろいろ論議の種になつて

おるのですが、その場合いろいろとわ

れわれが力説しておる重点は、かつては軍病院であつた、それが軍の離散

とともに一般民間の病院、特に公共的な医療施設になる。ところが、現在これ

が新しい憲法のもとで、国民の健康も

国の責任において保障するという建前

が国民にも納得され、普及して、非常に高い利用率を持つておる。そこで、

われ／＼のおそれるところは、国立病院が地方財政のいろ／＼な困難性から

受入れられない。しかし予算上これは本年内に受入れしめるがごとき予算措

置について、衆議院はこれを決定しておる。そういうことになりますと、持つて行き場がなくて、どうだ、警察予備隊の方で引受けられないかというふうなお話が出ないとも限らない。そういうときに、うかつに引受けられては、われわれとしては、国民の福祉のために非常に困るので、今おつしやいました

点を、絶対引受けられないというふうにしてもらいたい。

○須江説明員 ただいまの御質問にお

答えたいと思います。結核患者の問題については、非常に困難な問題がございま

すが、今までの状態と申しますと、一

昨年の暮れに、予備隊の隊員の三百九

十三名と思はれますが、ちよつと数字

は今はずりりしたしませんが、それ

は今の数の隊員を一時退職させま

して、それを結核患者でありました

が、それを復職させまして、八箇月間

そのまゝの給与を支給して、月六千円

療養費を見る、そしてその経過によ

つて、健康にもどつた者は予備隊勤務に復職させるとか、予備隊勤務に耐

えない者は退職させるとかいう線で、第一次の予備隊の措置がとられたのであります。その当時予備隊の共済組合関係の諸法令、あるいは災害補償関係の諸法令の適用がなかつたためにとられた、やむを得ざる臨時の措置であつたかと存じます。その後いろ／＼な点から検討されて、現在公務員の補償その他に準ずる取扱ひを、医療補償、災害補償についてとられるようになっております。現在のところ予備隊の結核患者の気胸療養、自宅療養を認めておりますのは、感染の危険を認めない、自宅に置いておきまじつかえないという軽症患者に限つて自宅療養を認めております。但し、こちらの方で重症と認められる者、特に自宅療養を認めたいという者を、全部外部の結核療養所、あるいは結核病院にお願いするというこ

ができませんので、やむを得ず、ごくわずかではありますが、予備隊の休養室に隔離収容しておる者がございませぬ。これはなほ残念なことでありませぬが、やむを得ず現在の結核患者の状況からそういう措置をとつておる。現在入室、入院あるいは自宅に帰つておられる者については、全部給与を支給しております。これは正常勤務に出でる者と同じ給与でございます。また休職扱いの措置は、現在のところとつておりませぬ。

○岡(真)委員 御存じのように、長い経過の病氣でありますので、これは未復員者給与法などで、未復員の軍人が内地に帰りましてから三年間は、国の責任において療養することになっております。また店開き早々の予備隊でありますから、現在のところは現行の給与を支給するにいたしまして、病氣が長くなつた場合には、やはり問題が起つて来ると思ひますが、そういう点については、何か具体的な御研究なり、案がありませうか。

○須江説明員 それについては、現在予備隊の処置は一般公務員に準ずることになっておりますので、公務員の休養期間二箇年、あるいは結核療養三箇年の医療給付を認めるという線を準用されるように努力いたしております。

○岡(真)委員 最後に一点ですが、結核患者はふえつつある状況にあるかどうかという点、それから自宅療養と予備隊内の保護所のようなところに隔離療養しておる現在員、それと療養所等に委託しておられる結核患者の数をあわせて承りたいと思ひます。  
○須江説明員 十二月一日現在であります。外部の病院に入つております者、及び予備隊内にいる者の数、及び昨年の十一月に結核療養所を開設いたしました。それに入つておられる者の状況を申し上げますと、入院している者二百一十一名、予備隊の医療室つまり予備隊の中の休養室に隔離収容されている者が二十七名、自宅療養を許しておられる者が八百四十七名ありまして、合計千八百五名が結核患者でございます。結核患者の発生状況は、外部の集団的な発生率から比較いたしますと、最近は減少の傾向にございます。それは予備隊入隊以来、体格検査を三箇月ごとに定例の身体検査、集団検診をいたしまして、早期発見、早期治療に努めておられます関係その他によりまして、だん／＼減少を来しております。ことに初期の隊員募集の際には、身体検査については、必ずしも手を尽くされておつたとは言えないと思ひますが、昨年の隊員募集の際の身体検査では、結核に対するレントゲン診断その他の措置を講じたという手段を尽しておりますので、現在のところ、次第に減少しているのではないと思われませぬ。これが結核の長期療養という特徴から申しますと、二箇年の在隊期間を過ぎ、一応退職した者の療養まで見て行くことになりませぬ、当然累積して参りまして、予備隊としても見てやらなければならぬ、また見る責任を持つ患者数が年々ふえるじやないかと思われませぬ。

者、及び予備隊内にいる者の数、及び昨年の十一月に結核療養所を開設いたしました。それに入つておられる者の状況を申し上げますと、入院している者二百一十一名、予備隊の医療室つまり予備隊の中の休養室に隔離収容されている者が二十七名、自宅療養を許しておられる者が八百四十七名ありまして、合計千八百五名が結核患者でございます。結核患者の発生状況は、外部の集団的な発生率から比較いたしますと、最近は減少の傾向にございます。それは予備隊入隊以来、体格検査を三箇月ごとに定例の身体検査、集団検診をいたしまして、早期発見、早期治療に努めておられます関係その他によりまして、だん／＼減少を来しております。ことに初期の隊員募集の際には、身体検査については、必ずしも手を尽くされておつたとは言えないと思ひますが、昨年の隊員募集の際の身体検査では、結核に対するレントゲン診断その他の措置を講じたという手段を尽しておりますので、現在のところ、次第に減少しているのではないと思われませぬ。これが結核の長期療養という特徴から申しますと、二箇年の在隊期間を過ぎ、一応退職した者の療養まで見て行くことになりませぬ、当然累積して参りまして、予備隊としても見てやらなければならぬ、また見る責任を持つ患者数が年々ふえるじやないかと思われませぬ。

○須江説明員 閣下二、三お聞きしたいと思ひます。委託患者として出されておられます先は、大体国立病院なり療養所なりだと思ひますが、いかがですか。もしそうであれば、どこかの療養所なり病院なりに、何名入つておるかということも、大体お知らせ願ひたいと思ひます。もしただいま御返答でなければ、後刻資料として出していただきたいと思います。

○須江説明員 自宅療養と申しますのは、大体入院しておられる者ほとんどないのでございまして、今予備隊の宿舎の設備が、はなはだまだ完全でないと思ひますが、不完全な設備しかないところが多いのでございまして、集団生活をいたしております関係上、休養させるのにも十分な余裕がない。そのためやむを得ず、自宅に帰して休養させ、通院させて加療しているという状況でございます。自宅療養では入院しておられる者はほとんどございませぬ。

○須江説明員 それでは先ほど八百四十七名と言われたのは、私は委託で入院させているというふうに関心したのでございませぬ。これは自宅の誤りですか。

○須江説明員 自宅でございます。○須江説明員 そうしますと、入院しておられるのは、国立へ委託しておられるも含めて二百一十一名というふうになると思ひますが、これは、私どもの方にいろいろ来ております調査とは、たいへん違つておるように思ひます。現在二百一十一名というのは、これはただいま十二月一日の御調査だとおつしやつておるのですが、私の方で聞いておるものでは、たとえば九州の川棚、長崎の国立病院に三百名くらい入つておるといふことも、正確ではございませぬが聞いておられますので、そういう点で、非常に私どもが聞いておると違つておるといふふうに思ひますが、この点いかがでございませうか。

○須江説明員 たいだいまおつしやられ

ましたように、多数の者を国立病院なり国立療養所なりに入院させていたいただきますと、たいへん私どもの方としてはうれしのでございませぬが、今御承知のように、結核患者と申しますと、大体早いところで二箇月、長いところでも六箇月以上たないと、国立病院でも国立療養所でも入院ができません。ところが、日本の各地の状況ではなかるるかと思われませぬ。それで予備隊員だけが優先的に入院取扱いをしていただくということは、できかねるような状況でございまして、非常にやむを得ない者だけ無理やりに頼み込んで、辛うじて二百一十一名の入院をお願いしておるという程度でございませぬ。よそからいろいろなこと誤解を生ずるおそれがあると申しますのは、予備隊の者が、制服で入院なり、あるいは患者のお見舞に行つた場合、目立つために、非常に過大に見積もられたり、言われたりすることがあるのではなからうかと思ひます。私どもの統計は正確なものでございまして、決して間違つた数字を申し上げておるわけではございませぬ。

○須江説明員 それでは後ほど二百一十一名の国立の病院あるいは国立の療養所に入つておられる者を、企業別に名出し願ひたいと思ひます。二百一十一名というのは、国立に入つておるわけではございませんか。

○須江説明員 全部国立ではありませぬ。

○須江説明員 国立に入つて、今委託している患者は、何人くらいありますか、それを聞きたいのです。

○須江説明員 これはただいま手元に資料がございませぬので、あとで御報告させていただきますと思ひます。

○須江説明員 私どもはしばしば、国立病院に對しまして、非常に強腰でもつて入院を要求せられる、こういう話を聞きます。それから、中には、實際病院のベッドが、そういうことのために非常にふさがれて困つておる。たとえば長野の療養所あたりは、そういうことのために陳情が国会の方にはあるわけでございます。そこでただいまのお話では、非常にわずかしが国立に入つていないというお話ですが、その点につきまして、もう少し正確にお話願ひます。

○須江説明員 二百一十一名の入院患者があるわけでありませぬ。八百何十名は自宅療養しております。二百一十一名の患者は、そのうちの何人かが国立病院にお願いして入つておられます、そのほかは国立病院とか、私立の病院とか、そういう病院に分散して入れておるわけでありませぬ。先ほどから、長野の方で三百名とかなんとかいふのは、お間違ひじやないかと思ひます。

○須江説明員 私どものところに來ました資料につきましては、さらにこれはどのくらい正確であるかということも調べますが、また警察予備隊の方でも、さらにその点につきまして、誤解を招いているのでありますから、どういふふうには実は分布されているのかというところを、後刻資料をお出し願ひたいと思ひます。

それからいま一つお聞きいたしますが、地方の病院には、納得すくで話をして、決して強制的ではないというお話があつたのですが、私どもの方に訴えられているところによりますと、たとえば松本の国立病院では、進駐軍が

告させていただきたいと思ひます。  
○須江説明員 私どもはしばしば、国立病院に對しまして、非常に強腰でもつて入院を要求せられる、こういう話を聞きます。それから、中には、實際病院のベッドが、そういうことのために非常にふさがれて困つておる。たとえば長野の療養所あたりは、そういうことのために陳情が国会の方にはあるわけでございます。そこでただいまのお話では、非常にわずかしが国立に入つていないというお話ですが、その点につきまして、もう少し正確にお話願ひます。

参りまして、入院させろということも強要しているというふうな事実もあるわけですが、こういう点につきましては、これは予備隊としての御方針かどうか。もし方針と違つていけば、今後こういう事件に対しては、嚴重に取締つていただけるかどうか、この点もひとつ御答弁願いたいと思います。

○江口政府委員 初期におきましては、各營舎についておりますアメリカのアドヴァイザーが、いろいろとめんどろを見てくれた時代もございまして、そのめんどろを見る一つの例として、直接アドヴァイザーが松本の病院などに行きまして、入院をさせてもらえないかという話は、したことがあるかもしませんが、しかしそういうアドヴァイザーの言うことが、すべて正しいものとも考えられませんし、事実病院の方で収容力がない、一般の患者を扱うにも困つてゐるという事情もよくわかりますれば、予備隊としましては、何もしないでございまして、予備隊独自の立場においてお断りすると同時に、病院自体の立場においてお断りいただければいい、こう考へております。

○菊田委員 ただいまの御答弁のように、ぜひお願いしたいと思つております。私どもの方には、いろいろ国立の病院に従事してゐる人、あるいは入院しておる人たちの方から、そうした予備隊のために、ほんとうは非常に手狭になつてゐる病床が、さらに圧迫されて来るといふふうな危険が、非常に訴へられておるわけなんです、この点は、もちろん警察予備隊の人も日本の青年でありますから、こういう人たちも、十

分めんどろを見なければならぬのでありますけれども、やはりこれは予備隊として出ておられます十分な予算があるわけですから、この予算の中から、そうした患者の取扱ひに十分なだけの施設を持たるべきであつて、それでなくとも非常に狭隘で困つておられます民間の病院に対しては、強制的な処置をとつて、入院を割込ませるといふふうなことは、やはりこれは一般国民の感情から見ましても、非常におもしろくないことなつて、そういう点は、もしまでなかつたとすれば、非常にけつこうなわけでありまして、今後さらに予備隊は増員されるという計画もありませんので、こういう点について特に私はお願ひしたいのです。

さらにもう一つ、私はこの点だけお願ひしておきたいと思つてゐます。それは御承知でもありましようが、北海道の美幌の海軍航空隊の跡に、せつかくいろいろ苦心してできました美幌の療養所が、予備隊の兵舎として接収されたという問題で、当時非常に騒がれたと思つてゐます。今度増員計画に従ひまして、そういうような無理なことができないように、重々予備隊の幹部の方で御配慮ありたいというのを、特にお願いしておきたいわけでありまして、

○江口政府委員 病院として、予備隊に割込まれるのは非常に困るといふ病院もあるかと思つてゐますので、そういう際においては、やはり病院の経営という点もございまして、その見地からしかるべく御判断になつて、断られる場合は断られてもやむを得ないと思つてゐますが、むしろ病院によりましては、予備隊の隊員を歓迎するというものは、私がい明確であるというふうなことが

ら、ちやんときまつた点数によつてお支払いしておるといふようなことで、経営の面からいつて歓迎する病院もあるというところを、御了解願ひしたいと思います。

それから美幌の問題につきましても、もちろん病院施設であつたものを他に移つていただいて、そこへ予備隊が入つたのでございまして、これはやはり厚生省と十分連絡をとりまして、厚生省の了解のもとに、結核病床などの数を減らさないで済むように、予備隊からは、たしか六千万円だつたと思つてゐますが、別に病院施設をつくるための経費を厚生省側にお渡ししまして、了解を得た上であつた病院施設を營舎に流用したのであります。そういう例もございまして、御説の通りに十分注意いたしたいと思います。

○大石委員長 松谷天光君。○松谷委員 ただいままでの御説明のうちで、結核の発生患者に対しては、大休八箇月間の療養期間のめんどろを見られ、そしてその後の処置をとられたというお話でございました。隊が創設された当時は、おそらく結核の問題が、隊内でも相当問題であつたと思つて、私も、私どものところへも多くの陳情が来て、これは個人的にお願ひに上り、また問題の処理をしていただいた点もあつたのでございまして、その八箇月間を経て、そちらから退職をさせたい者は、今日までに総員何名でございませうか。

する臨時的な措置でございまして。一昨年の夏に約七万七千人の者を入れました際、多数の応募者があつたために、厳格な身体検査を執行する余裕がなかつたのであります。一応健康だと認められておる者を予備隊に収容いたしました。収容直後ただちに厳密な検査をいたしました。結核かいなかを判定しようと思つておりましたところが、先ほど申し申すように、その方の医官も十分に秋になりまして、やつと全隊員につきましての検査が施行されたのであります。その際にやはり一応健康であろうと認められて入隊させた者の中からも、かなりの結核患者が出ました。しかし、これは一般の公務員と違ひまして、二年間の任用期限で採用されて参つた者でありますし、今申し申すように、結核患者は、大休八箇月間は入隊する以前から結核に感染しておつたものだと認めることが認められますので、それを一般公務員並に、あと数年間も予備隊でめんどろを見るということも、どうも予備隊自身の仕事ではないのではないかと、これは一般の国民医療をつかさどつておる見地から救済していただくのが至当ではないかというふうにも考へまして、しかし、ただちに退職を命ずるという点も、はなはだ酷でありますので、それでは爾後八箇月間は療養をしていただく、その間は月額六千円までの療養費も支給することにいたしました。臨時の措置といたしまして、八箇月をもつて復職させるか退職させるかをきめたのでございまして。その後は、入隊するにあたりまして、去年の暮れにも約一万人近くの者を補充として採用

いたしました。これらにつきましても、厳格な検査を執行した上で入隊させておりましたので、これらが入隊後もしも発病いたしますれば、入隊前には感染してゐなかつたものだということが、一応認定できるかと思つてゐます。これらにつきましても、できるだけ一般公務員に準じた待遇を、今後も続けて行くことになつて参りますので、これらの者が八箇月で進退を決せられるというところは、今後はございませぬ。

○松谷委員 ただいまの御説明で、臨時的な処置だとおつしやつたのでございまして、その点確かに臨時的な処置をおとりになつたのであつたと思つてございまして。しかし、その場合、ただいまの御説明にもあつたのですが、一応その臨時的な処置をとられた者たちは、入隊前から感染しておつたのではないかと、御見解でございませぬ。これは私の伺つておるところによりますと、その初期の入隊者も、一応とにかく隊の責任ある医官によつての検査を受けられ、入隊されたのでございまして、それがいかに粗雑であつたかというところは、創設当初でございませぬから、あるいは現実問題としてはあるかもしれませぬ。しかし一応の建前といたしましては、やはり隊の医官によるところの身体検査を受けて入つて来られた。隊の方とされては、多くの応募者の中から、一応健康であるという認定のもとに入隊させられた。それがたまたま不幸にして検査の粗雑であつた点から、かつての疾病者もあるいは入隊しておつたのかもわかりませぬけれども、しかしそれだからといつて、これをそのまま放置するということ、私はあまりに無責任な御態度

ではないかと思ひます。これは患者の立場になれば、そういう意見はより多く出ざるを得ないと思ひます。その場合には、今後発病した者については、公務員並のおとりはからいをするが、これは了解できるのでございませぬが、その臨時的な一つの処置を受けた方が、一体八箇月の間、一応月六千円の待遇を受けて、そのまま退職を命ぜられ、退職した者については、その後の処置というものは全然なかつたかどうか、その点も伺わせていただきたいと思ひます。

それから先ほどもお願いいたしました。退職いたしました総員を伺いたしたいと思います。

○江口政府委員 確かに一昨年の秋、そういう重大な問題を起しましたことは、まことに恐縮に存するのでありまして、私どものところにも、実にお気の毒な隊員が参りまして、何とか続けて勤務させてもらいたいという、ほんとうにお気の毒な申出もしばしば受けたのでございませぬ。何しろ七万数千の募集ということが、非常に緊急の必要を持つておりました関係上、しかも予備隊自身でまだ医官を持つていない時分でもございましたので、一応身体検査には民間の医者を囑託して當つていただいたのでございませぬ。もちろん予備隊が囑託したのでございませぬから、責任は予備隊にあると言われれば、その通りでございませぬが、われわれは、その囑託した医者の御経験なり御手配なりを信頼申し上げて、検査していただいたのでございませぬので、一応は健康な方だと思つて入れたところが、先ほども申し上げました隊内における検査で、実は結核が出て来た

いうようなものも、相当数発見したたのであります。

それからこれはりくつになつて、はなはだ恐縮でございませぬが、予備隊に入ります前には——これは一般公務員も同じでございませぬが、六箇月以内は仮採用期間というものになつております。その間に、健康上あるいはその他の能力の上から申しまして、長くその地位につき得ない公務員というところが認められます場合には、退職を命ぜられることは、一般の公務員におきましてもそうなつておるのであります。そのことは予備隊員におきましても、六箇月の間試みに勤務してみても、心身の故障のために長く勤務できないという者につきましては、これは退職させられても、一般公務員と同様やむを得ないものだとすることを承知の上で入つたものだといふことを承知しております。たま／＼結核などと申しますものは、自覚症状がなければわからぬので、本人に責めがあるといふことを申し上げることもできないかと思ひます。その意味におきまして、まあ六箇月くらいは検査でそういうことが発見されたのでございませぬから、退職してもらいたい。しかし、それははなはだお気の毒であるから、八箇月間は全給料を支給して、そのほか最高月六千円までの療養費を持つていうことで、臨時的にこの措置をつけたのでございませぬ。その人数はたゞいま手元でございませぬので、後ほど御報告申し上げます。

○松谷委員 いろいろ申し上げたい点もございませぬが、議論にもなりません、また別の機会を得て、ひとつ懇談させていただきますと思ひます。それから私の聞き違いであつたかと思ひますが、ただいまの最後の御説明で、八箇月間は俸給を支払つた上に月六千円の療養費を出された、そうなのでございませぬか。私は俸給を含めて六千円というふうに向つていたのでございませぬか。

○江口政府委員 いや違ひませぬ、俸給の以外に六千円でございます。

○松谷委員 それではその総数を、後ほどでつこうでございませぬから、ひとつ出していただきたいと思ひます。その方々は全員が六箇月以内に発見されたものか、あるいはそれ以後に発見されたものか、あるいはそれ以後に発見されたものか、その差もひとつ明瞭に伺つていただきたいと思ひます。

○大石委員 午前中の会議はこの程度にとどまして、午後二時まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩  
午後二時四十分開議

○大石委員 休憩前に引続き会議を再開いたします。

ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案を議題といたします。

別に御質疑もないようでありますから、お諮りいたしますが、本案の質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

○大石委員 御異議なしと認め、本案の質疑は終了したものと認めます。通告順によりまして岡良一君。  
○岡良一委員 ポツダム宣言の受諾に

伴ひ発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案に關しては、単に厚生省のみならず、日本が独立をするというその大きなスタート・ラインに立つて、受諾に伴ひ発する命令に関する一切の法規は、あらゆる省を通じてこれは一応廃棄すべきものであるというのが、私の考えであります。しかしながら、實際問題といたしまして、これとともにまた復活しなければならぬという二重の行政的な複雑さを避ける意味において、この受諾に伴ひ発する命令に關して、厚生省関係諸命令についてもまた特に考慮を要するものがあると思ひます。その中で、一応そういう前提から、今度御提出になりました案件については、私は日本社会党の立場から賛意を表するものであります。

しかしながら、特に引揚援護庁の設置に關する問題であります。この点は先ほど来の質疑を通じて、一応明らかになつた問題であります。一応明らかになつた問題であります。一応明らかになつた問題であります。一応明らかになつた問題であります。一応明らかになつた問題であります。

業務のうちでも、特に四、五の事項のときは、もはやほとんど意味をなさないものにならうと思ひます。この点も指摘するまでもないものでありますから、政府はすみやかに厚生省設置法を改正いたしまして、未復員者給与法、特別未帰還者給与法、並びに傷痍軍人遺族に対する援護の諸法律、こういう法律に基くこの戦争犠牲者に対する援護ないし国家補償のための行政官庁というように機構を大幅に改革せられまして、その法律に基く事務を主管し、人的構成をも十分考慮せられて、名実ともにその遺憾なきを期するべきでございませぬ。また行政機構改革の聲とともに、労働省や厚生省の統合等の問題も起つております。わが国における厚生行政をむしろ大幅に圧縮しようとする事態を起すことをわれ／＼は十分懸念いたしております。関係からも、この点に關しては存置を認めるが、以上申し述べましたような内容ないしその人的構成において、新たにふさわしいものも切りかえられることを強く要望し、それを条件といたしまして、この御提出の案件には賛意を表する次第であります。

○大石委員 刈田アサノ君。  
○刈田委員 日本共産党は、ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く厚生省関係諸命令の措置に關する法律案のうち、引揚援護庁設置令に對して反對いたしております。理由は、設置令のきた二十三年當時には、海外残留者の引揚援護に關して、

こういう特別な外局の必要であつた理由も——ここで何が実際になされたかということは別といたしまして、考えられるわけなんでしょうが、ところが現在は、海外残留者は七万人余りを残して大部分の引揚げを完了してゐるのでありますから、今後の引揚げは、対等な国際関係の中で、主として外務省所管のもとに行われることが当然であります。かつ、午前中の政府の答弁によつて見ましても、従来とも外務省で引揚げ促進の事をやつていたということであれば、なおさら特別に引揚げ促進のための局を置くという理由はないと思つております。外務省の重要な任務の一つとして、今後は中国地区その他の引揚げの促進、その実行のために十分な予算をとつてやつてもらいたいという事は、私どもの希望であります。設備令の各条項を検討してみましても、その他の部分を検討してみましても、長官、次長、局長を置いて、そういう大きな門構えでやらねばならないような特別な仕事はない。むしろその中には、復員局のような、引揚げとは特別関係のない、また他の部署でも十分やり得る局があるのであつて、しかもその中の責任のある地位に、旧日本軍隊の中核に参加した覚書該当者の追放軍人を充てて、仕事をやらせておられる状態です。しかもその仕事は、他の文官ではわからないと言つておるのであります。文官がわからないような仕事というものがあつて、旧日本軍隊の中核に参加した覚書該当者の追放軍人を充てて、仕事をやらせておられるところに、今日、再軍備の震源地が復員局だと一般に見られるようなことが生れるのであります。ま

た在郷軍人の下部組織が、こういう機関を通して進められておるといふような印象を外部に与えておるのであります。実際私も見て、何が行われておるか、大きな疑問を持つておられるわけでありまして、今日一方では、なお海外に残つておる同胞の引揚げを、できるだけすみやかにやうという問題があるわけでありまして、これはさつき申しましたように、外務省の管轄下で十分やり得るのであつて、引揚げ者の生活の援護の問題が、今度は、非常に大きな問題になるのであります。これは、ただ海外の引揚げ者の問題でなくて、一般戦争犠牲者の問題とか、遺族問題とか、あるいは傷痍軍人の問題と同様な大切な問題であります。このためには、厚生省の中の社会局なり、あるいは特別の局なり課なりを設けてやるべきであつて、引揚げ援護庁のような、再軍備の伏魔殿のようなものを包蔵しておるものをそのままここで承認することに対しては、私どもは反対を表明せざるを得ないのであります。以上が私どもの反対理由でございます。

た在郷軍人の下部組織が、こういう機関を通して進められておるといふような印象を外部に与えておるのであります。実際私も見て、何が行われておるか、大きな疑問を持つておられるわけでありまして、今日一方では、なお海外に残つておる同胞の引揚げを、できるだけすみやかにやうという問題があるわけでありまして、これはさつき申しましたように、外務省の管轄下で十分やり得るのであつて、引揚げ者の生活の援護の問題が、今度は、非常に大きな問題になるのであります。これは、ただ海外の引揚げ者の問題でなくて、一般戦争犠牲者の問題とか、遺族問題とか、あるいは傷痍軍人の問題と同様な大切な問題であります。このためには、厚生省の中の社会局なり、あるいは特別の局なり課なりを設けてやるべきであつて、引揚げ援護庁のような、再軍備の伏魔殿のようなものを包蔵しておるものをそのままここで承認することに対しては、私どもは反対を表明せざるを得ないのであります。以上が私どもの反対理由でございます。

た在郷軍人の下部組織が、こういう機関を通して進められておるといふような印象を外部に与えておるのであります。実際私も見て、何が行われておるか、大きな疑問を持つておられるわけでありまして、今日一方では、なお海外に残つておる同胞の引揚げを、できるだけすみやかにやうという問題があるわけでありまして、これはさつき申しましたように、外務省の管轄下で十分やり得るのであつて、引揚げ者の生活の援護の問題が、今度は、非常に大きな問題になるのであります。これは、ただ海外の引揚げ者の問題でなくて、一般戦争犠牲者の問題とか、遺族問題とか、あるいは傷痍軍人の問題と同様な大切な問題であります。このためには、厚生省の中の社会局なり、あるいは特別の局なり課なりを設けてやるべきであつて、引揚げ援護庁のような、再軍備の伏魔殿のようなものを包蔵しておるものをそのままここで承認することに対しては、私どもは反対を表明せざるを得ないのであります。以上が私どもの反対理由でございます。

た在郷軍人の下部組織が、こういう機関を通して進められておるといふような印象を外部に与えておるのであります。実際私も見て、何が行われておるか、大きな疑問を持つておられるわけでありまして、今日一方では、なお海外に残つておる同胞の引揚げを、できるだけすみやかにやうという問題があるわけでありまして、これはさつき申しましたように、外務省の管轄下で十分やり得るのであつて、引揚げ者の生活の援護の問題が、今度は、非常に大きな問題になるのであります。これは、ただ海外の引揚げ者の問題でなくて、一般戦争犠牲者の問題とか、遺族問題とか、あるいは傷痍軍人の問題と同様な大切な問題であります。このためには、厚生省の中の社会局なり、あるいは特別の局なり課なりを設けてやるべきであつて、引揚げ援護庁のような、再軍備の伏魔殿のようなものを包蔵しておるものをそのままここで承認することに対しては、私どもは反対を表明せざるを得ないのであります。以上が私どもの反対理由でございます。

た在郷軍人の下部組織が、こういう機関を通して進められておるといふような印象を外部に与えておるのであります。実際私も見て、何が行われておるか、大きな疑問を持つておられるわけでありまして、今日一方では、なお海外に残つておる同胞の引揚げを、できるだけすみやかにやうという問題があるわけでありまして、これはさつき申しましたように、外務省の管轄下で十分やり得るのであつて、引揚げ者の生活の援護の問題が、今度は、非常に大きな問題になるのであります。これは、ただ海外の引揚げ者の問題でなくて、一般戦争犠牲者の問題とか、遺族問題とか、あるいは傷痍軍人の問題と同様な大切な問題であります。このためには、厚生省の中の社会局なり、あるいは特別の局なり課なりを設けてやるべきであつて、引揚げ援護庁のような、再軍備の伏魔殿のようなものを包蔵しておるものをそのままここで承認することに対しては、私どもは反対を表明せざるを得ないのであります。以上が私どもの反対理由でございます。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○大石委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

○大石委員長 次に、引揚げ援護庁長官に対する質疑の発言を求められておりますので、これを許可いたします。岡良一君。  
○岡(良)委員 午前中にも少し触れたのであります。引揚げ援護庁の木村長官にお伺いをいたします。  
まず第一に、もしあなたの下僚に、覚書該当者でありながら政治に参画をする者があつたといつた場合に、あなたは監督にある立場において、いかなる処置に出られる御決意を持つておられるかといふことを、一応一般論として聞いておきたいと思つておられます。  
○木村(忠)政府委員 覚書該当者が政治に参画してはならないといふことは、申すまでもないことであります。われわれの監督の下にありまして職員にいたしまして、そういうものがございましてならば、それに対しては、適当なる処置をとらなければならぬと思つておられます。

○大石委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。なお議長に提出する報告書の作成その他に御願ひは、先例により委員長に御一任願ひたいと存じますが、そのように決するに御異議ございませんか。

○岡(良)委員 御異議なしと認め、そのようにいたします。

○木村(忠)政府委員 読売新聞の記事は、確かに拝見いたしました。が、きのうきよりの読売新聞だけでは、二箇月前の週刊朝日にも、また数週間前の読売にも、やはりあなたの下僚が生きかえる参謀本部の中的人物であるといふ報道がされておられます。こういう報道に対して、かつてあなたは部内の当事者について、また関係者について、御調査をされたことがあるかどうか。もし御調査をされたとするならば、その結果としてどういふ御報告を得られたか、この点を伺います。  
○木村(忠)政府委員 この点につきましては、その当人に対しまして、またこれに關係いたしております人々に對しましては、調査をいたしました。現在までのところ、そういう事実がないといふ事実は、その当人に対する御返答であつたのか、それともそういう事実について、当事者のみならず諸般の事情を御調査の上での結論でありますか。  
○木村(忠)政府委員 当事者並びに關係者に対しましては、御質問をいた

○岡(良)委員 御異議なしと認め、そのようにいたします。

しました結果、現在までのところそういう事実はないといふふうに私は考えております。

○岡(良)委員 そういう事実がないといふことを、長官としては確認をされたといふことであります。そのうなたといふこと、事は単純な汚職の問題よりも、ある意味においてはもつと大きな波紋を描き得る問題でもあり、特にまた覚書該当者が、再軍備といへば、これは国の一切の政策と予算に關係する問題であります。そういう問題に關する具体的な企画に参画しておるといふことについて、調査をしたけれども、そういう事実がない。そうすると読売新聞に報道され、週刊朝日に報道されたおつた記事は、事実無根であると長官は考えられるか。もし事実無根であるならば、事がこれだけの大きな問題であるだけに、厚生省としても、しかるべき処置をとられることは当然なことと思つておられます。かつてそういう処置をとられたかどうか。あるいはきのうきよりの週刊朝日にわたつて出ておるこの「生きかえる参謀本部」なる記事については、いかなる処置を講ぜられようと思つておられますか、その点を承りたい。  
○木村(忠)政府委員 現在まで私の調査いたしましたところでは、事実そういう事実はないといふふうに考えております。これにつきましては、今後十分調査したいといふふうに考えておられます。

○岡(良)委員 御異議なしと認め、そのようにいたします。

厚生省としては責任ある処置を具体的に  
にとらなければならぬと思うのです  
が、とるとすれば、どういう処置をと  
るかという事です。

○木村(忠)政府委員 その点に関しま  
しては、今後も十分調査をいたしまし  
た上で、確かにそういう事実がないと  
いうことが断言できる——と申しま  
す。われ／＼としましては、調査し  
ますことにつきまして、どうしても仕  
事に限界がございます。従いまして、  
現在までのところ、新聞に書いてあり  
ますこととどの程度の根拠で書いてお  
るかという事もわからない状態でご  
ざいますので、ただちにこれに対しま  
して抗議を申し込むという事は、き  
わめて困難でございます。ただわれ  
われといたしましては、現在までそう  
いう事実がないということ、今のと  
ころ信じておる、こういうことを申し  
上げます。

○岡(良)委員 問題は、たとえば旧軍  
人の諸君が、太平洋戦史編纂のために  
参画しておるか、あるいは軍事的な  
必要から、プライベートに、あるいは  
総司令部のセクションの中で、いろ  
いろな戦術面において、いろ／＼陸軍  
の計画を参考等に言うておる、こうい  
うことならば別な問題なんです。しか  
し、たとえば岡崎國務大臣のもとにお  
いて、公式な発令のない者が委員会の  
ようなものをつくつて、こういうよう  
な計画を準備しつとあるということ  
は、これは天下周知の事実であり、私  
自身も証拠を持っておる。そういう点  
について、なお調査をしてと、こうお  
つしやいます。それは、これは重大  
な問題なので、日限を切つてもらい  
たいと思うのだが、はつきりとした調

査をいつなさるか。その調査の結果は  
当然われ／＼に文書で御報告を願ひ、  
また調査の結果において、とるべき処  
置が生まれにならば、これをとるとい  
うことには、おとりになる意思があ  
るかどうか。この点について、もう一  
ぺん長官の御答弁を承りたい。

○木村(忠)政府委員 私至つて政治に  
うとうございまして、調査をどうい  
うふうな方法でやつたらいいか。つま  
り表において私が当る限度において調  
査をすることはできませんけれども、そ  
れ以上、私は警察権を持つておりませ  
んのので、個人の私行につきまして、ど  
こまで探ることができませんか、私も  
としては、何とも答えるのしようがあ  
りません。従いまして、私もといた  
しましては、役所の職員といたしまし  
て不都合なことがあつたかどうかとい  
うことについては、十分究明したいと  
思いますが、何日までに、そういうこ  
とは絶対にないときれいにするととい  
うことは、ちよつとここで申し上げか  
ねます。

○岡(良)委員 問題は、取扱つておる  
問題が日本の再軍備という問題である  
こと、いま一つは、それに参画してお  
る者が覚書該当者であるということ、  
そしてその覚書該当者でこれに参画し  
ておる者が、あなたの下僚であるとい  
うこととあります。これについては、  
長官としても、その職責上重大なる責  
任があると思うのであります。これ  
はおつしやる通り、なか／＼実体をと  
らえることは、政府部内あなたとし  
ては困難かもしれませんが、しかし、  
それにいたしましたも、あなたはあな  
たの職責上、かりにいろ／＼な圧迫が  
あつても、それをね返して、すつき

りした、やはり戦争犠牲者援護を中心  
とする引揚援護庁というものにして行  
くというわれ／＼の希望にこたえて、  
明確な調査をできるだけ早くせられ  
ること、そしてまたその責任につい  
ては、これまたはつきりとした処断を  
つてもらいたいということ、この点を  
強く要求しておきたいのであります。  
またわれ／＼の方としても、多少の資  
料は持つておられます。人の名前も、人  
の数も、いつ、どこそこであるとい  
うのもわかつておられますが、これはさら  
に厚生大臣に対して一応伺ひして、そ  
の所見を承りたいと思ひますので、一  
応長官に対しては、この程度で打切つ  
ておきます。

○荻田委員 午前中の質問で御答弁は  
得たのですけれども、今度復員局にお  
いて、連合国軍の要求に基づく調査事項  
等がなくならず、また旧陸海軍の残務整  
理といつても、大した用事がなくなつ  
たような印象を受けたのですけれども、  
局長の御意見として、現在の復員  
局をそのまま置いて、つまりこれだけ  
の仕事を、こういう門構えの中だけ  
ければならないというふうなお考え  
を、やはりまだ持つておいでになりま  
すかどうか、その点を承りたいと思  
ひます。

○木村(忠)政府委員 現在復員局でや  
つております仕事のきわめて大きな部  
分を占めておられますのは、御承知の通  
りに、留守家族に對しまして、現在ま  
だ帰つておられない人たちの動静につ  
きまして、できるだけ新しい資料をもつ  
てこれをお知らせして、留守家族の方  
に御満足いただくことが非常に大きな  
仕事でございます。現在の復員局の仕  
事といたしましては、そういうふうな

非常にめんどうな仕事をいたしており  
ます。これにつきましては、現在きわ  
めて資料が少い状態にある際に、その  
少い資料の中から、できるだけはつき  
りしたものをとらえなければならぬ、  
これはなか／＼困難な仕事でありま  
す。これにつきましては、適切な資料  
を提供する者がございませうれば、現  
在資料を得ましたためには、向うから帰  
つて来ました人々につきまして、一々  
當つてこれを調べなければならぬとい  
うことで、非常にむずかしいことにな  
つております。これには非常に長い期  
間にわたります。しかも、この仕事  
に従事しております者の数は、逐次減  
つて参つております。減りますに従  
つて参つておるのであります。従つて、  
こういう仕事が多々行きますと、  
遺族の援護につきましても、留守家族  
の援護につきましても、十分なことが  
できないということになるのでありま  
す。現在御承知の通り、外務省で発表  
しておりますところの数字の基礎にな  
るような調査をいたしておりますが、  
そういう調査をする仕事というものが、  
非常にたいへんな仕事でございま  
して、現在そういう意味でもつて、逐  
次復員局は縮小されつとありますけれ  
ども、今ただちにこれをやめてよろし  
いという結論までは、まだ達しておら  
ないわけでございます。

○荻田委員 まだ海外に残留してお  
る人たちの調査の仕事というものが大  
きな仕事であるという事は、よくわか  
るのですが、私はやはりその仕事の仕  
方自体が、今の復員局のやつておるこ  
とが適當であらうかどうかということ  
も、問題だらうと思ひます。實際のお  
話をしますと、岡山県の勝田郡飯岡村  
という所で、村議会を通じて私はお聞  
きましたのですが、ここで残つてゐる未  
復員者、それから吉野村という所に  
残つてゐる未復員者とも重複していた  
ということが、調べてもらいましたら  
わかつたわけですが。だからこういうこ  
とは、復員局の中だけでやつていろ  
うこと自体が、非常に仕事を遅らせ  
ておるので、やはりこういうことは、  
一般にもう少し公開的にやつて、そ  
うして地元の人たちの協力を得てやる  
ということが、私はほんとうに仕事を促  
進させる一番重要なやり方だと思ひま  
す。それを今までの通りでやると、何  
人か、やはり相当の人がいなければ  
きないでしようが、そういうことをや  
つておるから、こういう何か軍人の専  
売特許みたいなことになつて、私は  
そういう効果的に仕事をやられる方法  
というふうなことを考えられれば、あ  
なたのおつしやつたようなことも、も  
つと促進して、やがてそういう軍人  
たくさん使わなければできないとい  
うようなこともなくなるのではないかと  
思ひますが、そういう点についてどう  
でしょう。

○木村(忠)政府委員 調査の方法等に  
つきましては、だん／＼とその調査の  
やり方等につきましても精密の度を加  
えて来まして、だん／＼こまかい、い  
い方法をとるようになつて来てお  
ります。そういたしますと、現在非常  
に減つておりますけれども、だん／＼  
能率的にやつて来ているという状況で  
ございます。御説のございましたよう

とが適當であらうかどうかということ  
も、問題だらうと思ひます。實際のお  
話をしますと、岡山県の勝田郡飯岡村  
という所で、村議会を通じて私はお聞  
きましたのですが、ここで残つてゐる未  
復員者、それから吉野村という所に  
残つてゐる未復員者とも重複していた  
ということが、調べてもらいましたら  
わかつたわけですが。だからこういうこ  
とは、復員局の中だけでやつていろ  
うこと自体が、非常に仕事を遅らせ  
ておるので、やはりこういうことは、  
一般にもう少し公開的にやつて、そ  
うして地元の人たちの協力を得てやる  
ということが、私はほんとうに仕事を促  
進させる一番重要なやり方だと思ひま  
す。それを今までの通りでやると、何  
人か、やはり相当の人がいなければ  
きないでしようが、そういうことをや  
つておるから、こういう何か軍人の専  
売特許みたいなことになつて、私は  
そういう効果的に仕事をやられる方法  
というふうなことを考えられれば、あ  
なたのおつしやつたようなことも、も  
つと促進して、やがてそういう軍人  
たくさん使わなければできないとい  
うようなこともなくなるのではないかと  
思ひますが、そういう点についてどう  
でしょう。

に、各方面の協力がなければならぬといふことは、言うまでもないこととございまして、これにつきましても、常に文書あるいは会同等によりまして、いろいろ／＼な人を集めまして、それと協議と申すか、情報を集めながらやつておるわけでありませう。従いましめて、これにつきましても、復員局の中だけでございまして、各方面と連絡をとりながらやつておるのであります。もちろん復員局の中でいくつでも、全体がわかるということではないのであります。各方面の協力を得なければならぬといふことは、同感でございまして、われ／＼といたしませう。そのようにやつておるつもりであります。

○市田委員 ちよつと本筋からはずれるかもしれませんが、問題が重大なものでお聞きしておきたいのは、そういういたしますと、これは氏名を公表しないのだといふことで、正面から行くと、なかなか知らせてもらえませんので、県の世話課におきましても、それから市町村におきましても発表しないので、発表しないといふことでは、協力しよと思つても、協力の仕方がないので、これを公表するといふことが、この事態を促進させる根本になると私は思ふので、すけれども、なぜこれができるのですか。

○木村(忠)政府委員 これを公表いたしますると、いろいろ問題もございまして、それで、われ／＼の方としましては、そういうようなことをいたすよりは、むしろ遺族の方々、留守家族の方々に十分な御連絡をとるといふ方法でやるのが一番いい、従いまして、われ

われの方へ出ました情報によりまして、遺族なり留守家族の方々に十分御連絡をとつておられますし、またそちらの方へ出ました資料につきましても、やはり続々と復員局の方へも参つておるのであります。従いまして、これを公表いたしました場合に起るいろいろな弊害を考えますならば、ただ数字を公表いたしますよりも、今申しました留守家族の方々に十分連絡をとるということが一番いい、あるいは帰つた方々に連絡するといふことが一番いいといふことでやつておられます。

○市田委員 公表した場合の弊害といふのは、どういふことでしょうか、その点をひとつ伺いたい。

○木村(忠)政府委員 最も往々にしてありますのは、留守宅詐欺、これに濫用されるおそれが非常にあります。従いまして、そういうような意味をもちまして、この名前を出しましたために、留守宅の詐欺を行うといふようなことが多く、その他いろいろあるわけです。

○市田委員 留守宅の詐欺が公表しない理由だといふことは、私は今初めて聞いたのです。私どもは、しばしばこれを公表してはいけないといふ嚴重な達しがあるといふことを、聞いておるのですが、留守宅詐欺のことではないのです。初めに御当局から聞いたのです。これも日本中に留守宅詐欺の心の心配があるから、やはり公表ができないといふならば、たとえばそういうものに対して、何らか手を打つてこれを公表するといふふうなことは考えられませんか。ただ留守宅の詐欺の場合だけであれば、たいしてその留守の様子を知つておる人が詐欺に入

るのだから、人々がいるかいないかといふことは、別に公表しようとしません。詐欺をする人にとつては、そんなに大きなことにはならないと思ふのですが、どうですか。

○木村(忠)政府委員 私の方では、留守宅詐欺が行われるということが、非常に心配であります。ちよつと名前が知れたために、留守宅詐欺が行われたといふような事例も聞いておりますので、この名前を公表することは、あくまでも避けたいと考えております。

○市田委員 その点は、ここではもうよろしいのですが、さらにお聞きしますが、復員局には百八十人の軍人がおられるわけですか。大佐二十六人、中佐四十九人、少佐六十五人といつたふうなぐあいには、佐官以下の軍人が大勢おられる。その中には先ほど申しましたように、まだ追放の解けない人も五人おるといふわけですが、こういう大勢の旧軍人の幹部たちの協力を、終戦後六年七年もつた今日なお受けなければ、そういう引揚げ援護の事務ができません。そういう実情に實際あるのかどうか、この点をお聞きいたします。

○木村(忠)政府委員 御承知の通り、ある人が戦死したかどうかといふことを確認いたしますためには、戦場の状況等を十分に聞かなければなりません。そういうようなことを聞くにいては、どうしてもその言うことに知識のある人でありませんと、しろうとが開きませんでした。その実相がなかなかつかめない。従いまして、こういうような調査の仕事は、そういうことについて十分な知識を持つた人でなければできないといふことから、百八十名だけ現在残つております。御承知か

と思ひますが、復員局は全体で千四、五百人おるのであります。そのうちの百八十名が元軍人でありませう。

○市田委員 その百八十人というのは、そういう戦場の様子を聞くために雇つてある人ですか。

○木村(忠)政府委員 戦場の様子から、確かに戦死したかどうか、その人がどこでどういふふうになつてしまつたとか、行方不明になつたとかいふ状態を聞くためには、しろうとではなかなか聞けません。軍の行動といふものにつきましても、いろいろ／＼な知識があるといふことは聞いてもわからない、そういう知識を持つた人が聞きますれば、割合に容易に筋道を立てることができる。その状態を一応再現することができ。そのういふ情報を持つた人々の話を正確に理解していろいろ／＼な調査をするためには、そういう専門家を使わなければ、何ともいたし方がないといふ場合が多いのであります。その他いろいろ／＼な軍人の跡始末をいたします関係でございませう。それにつきましても、やはりその方の知識がございませんと、ただしろうとが入りましたのでは、従前の状態が全然わからないといふことになりませう。そういう人たちの知識を使うといふのが現状でございませう。

○市田委員 週刊朝日など、こういう一般の輿論を代表しておると見られるようなものの記事を見ますと、復員局に残つてゐる旧軍人は、終戦直後、一般国民が非常な生活の苦勞をなめて来まして、その間に實際自分の身の皮を通じて国際情勢なり、日本の苦しい状態なりを考えておるから、とて

も日本の現状では再軍備などできるものでないといふことは、一般に外部にいて国民と同じような生活の苦勞をなめた人は、その人が専門の軍人であればあるほど、よくわかつておるはずなのに、こういう復員局の中に温存されて一切の社会の荒波から守られて残つた人たちは、一向にそういう認識がなくて、今度の再軍備の中心になつておるのだといふことが、一般の輿論として、そういう大きな日本の代表的な報道機関などから言われているわけですから。それはやはり考えなければならぬと思ふ。復員局で實際のそういう戦場の様子を聞くために、百八十人の人がいるといふことも、ずいぶん私はおかしな話だと思ふ。そういうことをするために、復員局の正式な部員として、何か特別な方法があるのでないかと思ひます。そういう人たちは、単に引揚げ援護庁の中の普通一般の人たちと同じような取扱いでもつて任

免をやることのできるかどうか。こういう人たちは、やはり特別な扱いをしなければならぬのではないか、そういう点をお聞きしたい。

○木村(忠)政府委員 現在では、別に軍人でもございませんで、厚生事務官でございませうから、普通の事務官と同じように扱つておるわけでありませう。

○堤委員 議事進行について――先ほどの岡委員の新聞記事につながる御質問、それから市田委員の御質問は、非常に大きな問題だと思ひます。それでこれは援護庁の長官に聞いておられます。はつきりしない点があるのじやないか、もつと責任を追究しなければならぬ役目を私たちは持つておると思ひますので、これはまず厚生大臣を

呼んで、一応このことについての質問を緊急的にこの委員会でする機会をつくつてもらふ、そしてさらにわからな  
いときは、首相の出席を求めざるなりしてやらなければならぬ問題だと思  
いますから、委員長はひとつ超党派的におとりはからい願いたいと思いま  
すが、どうですか。  
○大石委員長 ちよつと速記をやめて……。

〔速記中止〕

○大石委員長 速記を始めて。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十一分散会

〔参 照〕

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕